

「市場監督・監視のための多国間情報交換」の概要

背景及び目的

近年、市場の国際化は著しいものとなってきており、①海外の取引参加者に直接自市場へアクセスすることを認める取引所への監督や②複数の地域・国において上場・取引される証券及び当該証券に関連するデリバティブ商品の取引の監督・監視をどのように行うのが問題となっている。

本報告では、各国の市場監督・監視者（規制当局・取引所、自主規制機関）が当該取引所及び取引に対する日常の監督・監視業務を円滑に行うために必要な情報の特定、さらに、市場規制当局が当該情報を効率的に交換するための方策が検討され、最後に結論と勧告が述べられている。

交換されるべき情報

1. 外国取引所の営業に対して市場当局が交換する情報

（取引所が海外の者に自市場へのダイレクトアクセス権や取引参加資格を与えている場合に、当該取引所が存在する地（ホーム国）における市場監督・監視者とダイレクトアクセス権及び取引参加資格を与えられた者がいる地（ホスト国）の市場監督・監視者間で交換される情報）

(1) 外国取引所の営業認可前にホスト国の市場当局が必要とする情報

① 規制体制に関する情報

- ホーム国の市場規制に関する情報
- ホーム国の市場監督・監視者の協力及び情報交換の能力（情報交換に関する覚書の締結の可能性を含む）

② 市場に関する情報

- 組織及び市場活動
- 法律を遵守する能力及び市場参加者に対して関係法令を遵守させる能力
- 申請者の適格性に関する情報（行政処分等を含む）
- 取引商品
- 市場ルール
- 市場参加者に対する財務基準に関するルール
- 取引の決済・清算に関する取極め

(2) 外国取引所の認可後、継続的に必要とされる情報

① 市場監視業務を円滑に行うために必要となる情報

- 海外取引所のリモートメンバーの加入・退会の状況
 - 取引情報(例: 大きなポジション及びトレーダーのポジションに関する詳細、大口株主及び会社役員の取引)
 - 商品デリバティブ取引に関しては、商品維持割合、受渡証券の保管場所
 - 取引制限(価格に関する制限、ポジションに関する制限、それらに対する変更)
 - リモートメンバーによる不正行為(インサイダー取引を含む)に関する報告
- ② 海外取引所の財務状況を審査する上で役立つ情報
- 取引所の運営及び組織(株主構成を含む)に対する重要な変更
 - グループ会社の業務の大きな変更(取引所商品を含む)
 - 定期的な市場の財務状況に対する評価
 - 証拠金維持率の変更
 - 重要な検査指摘事項、守秘義務の保証
 - 市場運営に関する行政・民事・刑事上の訴訟
 - 市場に悪影響を与える出来事
- ③ ホーム国の規制体制に対する審査を行うための基本情報
- 市場に対する規制に関する関連法令等の改正状況

2. 複数の地域・国で上場・取引される証券及び関連デリバティブ商品の取引監視に関するもの(必要に応じて交換される情報)

- 市場で取引されている金融商品及び上場されている証券
- 主要な取引所及び規制当局の特定
- 取引所ルール
- 市場参加者に関する情報
- 決済及び清算の手続き
- 市場監視に関する取極め
- 市場参加者及び発行体に対する行政処分に関する手続き
- 海外証券に対する調査
- 海外市場運営者に開示された情報で市場に大きな影響を与えるもの
- 市場及び発行者の報告
- 取引参加者の登録/免許要件

結論及び勧告

報告書では、情報を要請する者及び情報を提供する者に以下のことを勧告している。

要請国は、

- 定期的及び頻繁に情報要請を行うことが予想される場合には、早い時点において、被要請国と、継続的に必要とされる情報の内容及び必要となる理由についての話し合いを行い、相互の観点から効率的にその目的を達成できるような取極めの締結を検討する。
- 情報要請の内容の妥当性の検討を行う。可能な範囲内で公表されている情報については、自ら入手するように努めるべきである。要請を受けた当局が情報入手するために行われる労力は、要請国の監視業務における責務を果たすことの重要性と同じように考慮されるべきである。

被要請国は、

- 国内法及び関連規則での権限の範囲内において、情報提供要請に基づき上記情報を提供するための措置を講ずる。
- 事前に、当該情報交換が可能であるかどうか、どのような場合に、情報交換ができるか(守秘義務の問題、MOU 締結等の情報交換の枠組みの必要性の有無)を明確にするための措置を講ずる。
- 市場監視における情報交換が可能であるかについての既存の情報交換に関する覚書(MOU)の規定の確認を行う。
- 情報交換の障害が存在する場合には、自らの権限の範囲内で、当該障害の除去に努める。
- 要請された情報が、第三者により保有される場合に、要請国にかわり当該情報を入手に努力する。又は、要請国が第三者から直接当該情報を入手することの手助けを行う。
- 要請国に対する情報提供に関する手続きを見直し、当該手続きをより効率的なものにできないかの検討を行う。

以 上